時事新報

明治十八年十月廿三日(金曜日)
舊乙酉九月十六日　かのと、と
日出午前六時十五分　日入午後五時十四分
月出午後五時三分　月入午前五時零九分
滿潮午前五時零五分　滿潮午後五時三十二分
(西暦一千八百八十五年)

一枚金三錢〇一箇月前金六十五錢〇三箇月前金一圓八十錢〇六箇月前金三圓四十錢〇一箇年前金六圓五十錢〇郵便税一箇月金廿六錢一箇年金三圓十二錢〇左ニ揭グル各地ニ於テハ郵便税ニテ配達致候

東京　橫濱　橫須賀　鎌倉　藤澤　川崎　小田原　函根七湯　大坂
京都　大津　神戸　尾ノ道　福山　笠岡　岡山　廣島
和歌山　德島　高知　下ノ關　名古屋　岐阜　岡崎　豐橋
四日市　津　松坂　山田　仙臺　福島　二本松　石ノ卷
函館　青森　弘前　宇都宮　高崎　八王子　千住　草加
越ヶ谷　粕壁　杉戸　幸手　久喜　關宿
其他前項近地最寄ノ個所ハ同シク配達料不申受候

時事新報廣告料(前金)一行ニ付

一行廿四字詰	一日限	二日以上六日迄	七日以上十五日迄	十六日以上卅日迄	卅一日以上
自一行至十行	十錢	八錢	七錢二厘	六錢八厘	六錢四厘
自十一行至三十行	九錢	七錢	六錢三厘	五錢九厘	五錢六厘
自卅一行至五十行	八錢	六錢五厘	五錢八五厘	五錢五厘	五錢二厘
五十行以上	七錢	六錢	五錢四厘	五錢一厘	四錢八厘

時事新報

營業馬車の取締如何

皇居の壯なると見ずんば何ぞ天子の尊きと知らんとハむかし支那人の考なれ共今ハ世界萬國の交際、互に國の貧富強弱を爭ふの時節となり皇居の壯大のみを以て誇るに足らず國勢の盛なるを表するには皇居ゝ兼て都府の美麗洪大を以てせざる可らず倫敦巴里の美大と見て英佛の盛なるを知り紐育の繁昌を覩ふて米國の富をトもべし我日本國にても夙にゝの邊ゝ注意し國の首府たる東京の市街を改良し舊幕時代にありし町々の木戸を取拂ひ町の幅を廣くし道路を修繕し橋を掛け替へ京橋區には特に煉瓦家を建築し又市中の重なる部分には瓦斯燈を點し乞食を逐拂ひ裸體を禁ずる等專ら都府を裝飾するの工風は我輩の甚だ贊成する所にして斯くありてこそ日本帝國の首府と申して外國の人に示しても耻かしからず以て我帝國全体の勢を知らしむるに足るべきなれば東京の裝飾ハ今後とても決して怠る可らざることならん近來ハ市區改正の議もありと云ふ其議は固より商賈上の便利、衛生上の豫防等を眼目にすると勿論なれども府下の壯觀を維持するの工風も亦改正議中の大箇條あるべしと信ず然るに今我輩が見る所の事ゝ心を傷ませて市中の有樣を見渡すに不愉快に堪へざるものありと申すは他ゝあらず彼の市中市街の大道に我物顔に往來する營業馬車の一條なり其馬車の種類一樣ならずと雖も大抵は見るべきものなりと雖ども全体を申せば製作も粗末にして掃除手入れさへ不行届なる車に痩せ衰へたる馬を付けて之を鞭ち風雨寒暑の別なく東西に奔走して馬の死力を盡し車中の客ふれ職人あり田舎者あり萬店の來者が乳のみ子を抱て漸く車に昇り上れば其隣席には肴屋が車臺とはきながら一荷の籃を擁して蹲る等其の狀況は車の周圍ゝ發れたる蔦り古布の破れ目より窺ひ得て分明あり大凡そ世界中の野蠻國はイザ知らず苟も人民が馬車を用ゐる程に開けたる國々に於て日本の營業馬車よりも粗末なる車に乘る者となしと或人の語りしも眞實なるが如し是れも日本人同士にて內證の事なれば尚は忍ぶべしと雖ども帝都の中央衆人民の群集に於て一年三百六十日の博覽に供するとは外國人の見る目に忍ぶ可らざる者あり我輩曾て之を故老に聞く前年德川政府の時代に諸外國人が江戸の內外を通行するときハ政府より別手組と稱する騎馬の者として警衞せしむるの慣行なりしが其騎馬甚だ美なふず馬もきたなく馬具も粗末にして騎者も小倉の馬乘袴に韮形の笠を冠り痩馬に鞭て外客の前後左右に付添ふ其樣は我政府の深切とは申しながら隨分見苦しき風情にてありしが或る年白耳義國より使節來聘して新に條約を結ぶの事ゝ會ひ其前より我國在留の荷蘭公使が都て周旋の任に當りて萬事日本政府へ打合せのとき公使が極內々に幕府の役人へ依頼には新渡の使節江戸に入りて登城の節、必ず例の別手組(當時エスコルトと稱す)の付添ふことならんが何卒馬も馬具も今ま少しく奇麗にして見せ給はるべし拙者が私に畢生の願ありとて懇談したることありと云ふ蓋し蘭公使は前年より日本の風俗に慣れて別手組の見苦しきも左程に思はざれども白耳義の使節ゝ對して今は東道主人の地位に居り聊かの事ゝても日本國の外見を裝はんとする其人情れ優しきは云ふまでもなく吾々日本人の身となりては今日この話を聞いても實に面目なくして汗の出る次第あらずや左れば今の營業馬車も吾々の目に見ればこそ其まゝに看過すことなれども東京橫濱に在留する諸外國人殊に新に渡來の貴婦人紳士等が東京市中又は近在遊覽の時などに例の我他彼此奔走の樣を見たらば如何ある感を起すべきや吾々はむかしの荷蘭公使に對しても申譯あく唯首を俯して愧入るのみあらず一を目撃して十を推察するは人情の常にして外客が先づこれ馬車の我他彼此を見て先入する所主と爲り遂に我國全般の事物を低價に評するの憂なし共云ひ難し左りとはますく以て殘念至極の事あころあれ左れば今市中市街の營業馬車を如何に處分すべきやと云ふに其法甚だ難き事にあらず第一獸類を非道に勞役するの慘狀を公衆に示すは人生の慈悲心を傷ふて自ら世教に害あり既に見世物等にも之を禁じ又牛鬪の戯杯も各地方にて許さずと云ふ程の事なれば營業馬車の馬の慘狀も人生の見るに忍びざる所のものあらん之を止むるは見世物又は牛鬪の狀慘を止むるの旨に異なることなかるべし第二或は慈悲心云々は宗教道德に關することにして法令の問ふべき限りにあらずと云ふ者もあらんか左らばこれを經濟の主義に訴へて申さんに馬の種を改良するの要用は一國の經濟に最も大切なる一箇條なり然るに今全國無數の營業馬車が無數の馬を雇用して隨て衰弱すれば隨て之を取替へ自然に馬の性質を粗惡にして次第に繁殖するに任する時は數十百年の後、日本產の馬は如何なるものに變性すべきや恐るべきの甚たしきものなりと之を聞くアラビヤ馬の良性あるは數百年來其國に馬を貴び之を愛育するの風に由て自然に事跡に現はれたるものなりと云ふ左れば營業馬車の流行する日本國にアラビヤ馬の產出を固より望むべからざるのみならず、このまゝ差置たらば今よりますく衰弱に赴くべきは智者を俟たずして明に知るべし第三營業馬車には危險多くして人民の身体に不安心あり奔走の途中馬の躓いて車の顛覆するは誠に珍らしからぬ事にして且つ窮しくして常に躓く馬には其脛と皮もて包み撲え尤も其躓くに備るものあり、危きみと推して知るべし然りのみならず雨の寒氣盛きて斃る車の破壞して乘客の怪我するは毎度往來に目撃する所にして統計表こそなけれども其危險は粗惡なる蒸氣船に人を載せるものに同樣ならん汽船には檢査法ありとの事あれば等しく危險ある馬車にも亦同樣に檢查の法ありて然る可き事なるべし第四營業馬車の取締を嚴にしさらぬ自然廢業の者多くして人民の便利を缺くとの說もあらんかなれども目下東京市中には鐵道馬車の安全便利にして賃錢の安き者あり全体鐵道馬車の用は市中より遠く市外に通ずべき性質のものなれども今日の處にては營業馬車の多きがために妨げられて意の如くなること能はざるものあらん故に今若し營業馬車が檢查の嚴なるに苦しみ其我他彼此たる危險を逞うすると得ずして廢業に決したらば之に代はるに鐵道馬車を以てして少しも差支あるべからざるあり本來我輩の論旨は日本帝都の中央內外公衆の眼前に見苦しき營業馬車は唯外見の一事のみにても其改良か又禁止か如何やうにも嚴重に法を設けんと欲するものなれども今假にこの立論の趣旨を離きても右の如く第一より第四に至るまで其妨害危險を計ふるときは公衆の秩序を整理する其筋の手を以て之に干渉して至當の取締法を設るは當然の道理ありと信ずる者なり

官報

○第三十三號布告
自今札幌根室始審裁判所ニ於テ重罪裁判所ヲ開ク但治罪ノ手續ハ當分ノ內便宜取計フヘシ
右奉　勅旨布告候事
明治十八年十月廿二日　太政大臣　公爵三條實美
司法卿　伯爵山田顯義

○內務省告示第五十九號
本年二月第六號告示國道表第八號中線左ノ通改正候條
此旨告示候事
明治十八年十月廿二日　內務卿　伯爵山縣有朋

○來る十一月六日靖國神社例大祭に付き同日午前九時武官と正裝文官は大禮服奏任官御用掛は禮服着用同社へ參集し同時歩兵隊諸隊近衞諸隊及東京鎭臺諸隊は同社競馬場丼に田安御門堂端より半藏御門邊迄砲、工、歩、騎、輜重の順序を以て整列を拜禮の式は　勅使下向の後先例の如くにして諸隊拜禮後東京憲兵隊非當の者參拜す同日同社に於て教導團軍樂隊奏樂し東京陸軍一般は休暇にて兵隊及諸生徒も休業す
(以上三件本年十月廿二日官報)

雜報

○見分　千葉縣下々總國ノ臺の砲兵教導團營舍は去る十五日の暴風雨ふ破損せし由あて右見分の爲め工兵第一方面より去る二十日官吏を出張せしめたり

○爲換の繁
留せし以來
に非常の繁
せざる由又同
の分は多少
普通爲換も
○電話機架設
は近々落成の
話機を架設
○專賣免許
得たるもの
五十餘件ふ
○荷車と增
今運送荷物
○乾魚荷造
物產なれど
し他ハ荷物
水產局ゝて
臭の發散を
且結果を見
○海外旅行
せしより其
あるときは
法等を取調
詳細取糺し
にてろれ手續
○廣告の新工
ざりし廣告
伊太利鐵道會
車切手を小さ
と是なり例
切手と買は
店の廣告文
就て用を辨
場所と表裏
告料十五フ
十區の廣告
のペルメル
○石鹸製造
品と備置べ
千四百圓ある
○廚夫募集
奈川縣下ふて
り八十一人
募集するよ
○生徒の洋服
ハ生徒に洋服
の生徒は一同
其代價は上等
り右師範中學
兵緣線と講習
送したりとの
○秋田通信
秋田縣女子師
に更めたるよ
地方學事視察